

オプションサービス利用規約

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

- 1 この規約（以下「OP 規約」という。）は、利用者と当社間で締結される、「EPARK スイーツガイド」等に関する契約（以下「原契約」という。）に付随して提供されるオプションサービス（以下「本サービス」という。）の利用条件について定めたもので、利用者は営業、事業のため若しくは営業、事業として本サービスに係る契約を締結するものとします。いかなる形式であれ本サービスを利用した利用者は、OP 規約に同意したものとみなします。
- 2 OP 規約は、原契約の一部を構成するものとし、OP 規約に定めのない事項は、原契約の規約、約款等が適用されるものとします。
- 3 原契約に代わって、当社が提供する原契約と同種同等の契約を新たに利用者と当社間で成立した場合、OP 規約は、当該契約（以下「新原契約」という。）に付随して提供されるオプションサービスの利用に係る規約として、引き続き有効に存続するものとします。ただし、当社が必要と認める場合、新原契約に付帯して本サービスを提供しない場合があり、その場合は、本サービスに係る契約は何らの手続なく当然に終了するものとします。

第2条 (サービス内容)

本サービスは、第2章以下で定める当社が提供するサービスを総称して本サービスというものとします。なお、当社は、本サービスの仕様を予告なく変更することがあるものとします。

第3条 (料金の支払)

- 1 利用者は当社に対し、OP 規約に定める料金若しくは当社が利用者に通知する料金を、原契約の料金（原契約に基づく対価をいい、月間サービス利用料等名称を問わない。）と合算して同日に同様の方法で支払うものとします。なお、支払いに必要な振込手数料その他の費用は、全て利用者が負担するものとします。
- 2 利用者による本サービスの使用、不使用にかかわらず、本サービスの課金開始日から本サービスの利用料が発生するものとします。
- 3 本サービスに係る契約が終了した月の料金について日割計算を行わないものとします。

第4条 (契約期間)

- 1 本サービスに係る契約の契約期間は、本サービスの課金開始日から起算して1年間とします。ただし、当社又は利用者より、当該期間満了日が属する月の前月の25日までに書面による予告がないかぎり、同一の条件で、1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、原契約が解約、解除その他の事由により終了した場合は、原契約の終了日をもって、本契約も何らの手続なく当然に終了するものとします。なお、第1条第3項を適用する場合は除く。

第5条 (中途解約)

利用者は、契約期間中は本サービス契約の解約をすることができないものとします。ただし、利用者は、やむを得ない事情がある場合、契約期間満了日までの残存期間に相当する本サービスの料金を当社に支払うことによって、本サービスに係る契約を即時解約することができるものとします。

第2章 GMB 管理代行サービス

第6条 (GMB 管理代行サービスの内容及び条件等)

- 1 Google マイビジネスは、Google Inc. (以下「Google 社」) の提供する、Google Maps や Google 検索のユーザーに対し、店舗の住所・営業時間・電話番号・公式サイト・店舗写真・お知らせなどを表示可能な機能を有するサービスです。
- 2 本サービスは、Google マイビジネスにおける利用者のビジネス情報 (①ビジネス名、②電話番号、③住所、④ビジネスカテゴリ、⑤各種 URL、⑥写真、⑦店舗の営業時間、⑧投稿機能を使った各種情報発信、⑨ビジネスの紹介文 等を含むがこれらに限られません) の設定代行、ビジネス情報の登録、変更、修正、追加、削除及び最適化等 (以下「代行作業」といいます) を代行するサービスです。
- 3 本サービスにおいて、利用者の Google マイビジネスにおけるビジネス情報は、当社、Google 社の認定プログラム契約 (Google My Business: Verification Program) を締結している株式会社 EPARK (以下「EPARK 社」といいます) と利用者 (又は利用者の指名する第三者) にて共同管理されるものとします。なお、以下「当社」の記載は、EPARK 社を含むものとします。
- 4 本サービスは、利用者及び当社の合意する Google アカウント (以下「本アカウント」といいます) にて各種代行作業が行われるものとします。
- 5 利用者は、本アカウントを、当社が指定する方法にて共有し、当社は、本アカウントに対し、管理者権限を設定するものとします。利用者は、本アカウントの共有、管理者権限の設定等、Google 社の通知に対し、速やかに対応するものとします。利用者が、Google 社の通知に対応しない場合、ビジネス情報の編集又は管理等に支障又は遅延が生ずる場合があります。
- 6 当社は、本サービスにおいて、対価の有無及び諸条件等を含め、利用者の承諾を得た上で、EPARK 社及びそのグループ会社の運営する予約・受付プラットフォームへのリンク設定等を行う場合があります。
- 7 利用者は、当社に対して本サービスにおいて、1月に1回まで、1回あたりテキスト 500 文字程度の編集および画像 3 枚の追加を依頼 (以下「更新依頼」といいます) することが可能です。更新依頼は、当社の指定する方法で行うものとし、1回あたりの納期は、約 5 営業日を目安とします。なお、当社は、1件の更新依頼作業中に別の更新依頼を着手、作業することはできません。
- 8 本サービスにおける当社の作業完了後、完了通知メールの送信、納品書面の提出等により、本サービスの納品を完了とします。また本サービス納品後、利用者から検収の旨の返信、書面取得等により本サービスの検収を完了とします。なお、納品完了後 5 営業日以内に利用者からの返信又は書面の返送、その他の意思表示がない場合は、本サービスの検収は完了したものとみなします。

第7条 (GMB 管理代行サービスにおける注意及び承諾事項)

- 1 本サービスは、各種インターネット検索における上位表示を保証するものではありません。
- 2 Google の検索結果に地図が表示されない場合があります。
- 3 Google の地図検索の対象とならない場合があります。
- 4 Google 社により、サービスの停止を含め内容の変更が行われることがあります。

- 5 検索順位および Google 社の内容変更について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 6 Google マイビジネス、ストリートビューの登録及び掲載には、Google 社の審査があり、Google 社が不適切と判断した場合は Google マイビジネス、ストリートビューの登録又は掲載が認められない場合があります。
- 7 公開後の Google マイビジネス、ストリートビューの削除・非表示は原則としてできません。
- 8 利用者は、ビジネス情報の入力及び掲載にあたり、Google 社の定める利用規約、ガイドラインその他の定めを遵守するものとします。

第8条（契約の成立）

- 1 本契約は、利用者による本サービスの申込に対し、当社が申込を承諾した場合、申込日に遡って成立するものとします。
- 2 当社は、当社の提供する他のサービスにおいて、利用者が対価の滞納がある等、本サービスの利用を不適切と判断する場合は、申込を承諾しないことがあります。
- 3 本サービスの申込日より 5 営業日経過後までに、当社より利用者へ何ら意思表示がない場合、当社は、利用者による本サービスの申込を承諾したものとし、本契約は、申込日に遡って成立するものとします。

4

第9条（利用料）

本サービスの利用料は、申込書及び料金表記載のとおりとします。

第10条（期間）

- 1 本契約の契約期間は、本契約成立日より、以下の日までとします。なお、利用者はいつでも任意に本契約の解約を当社へ申し出ることができるものとします。
 - ① 利用者より本契約解約の申出があり、第3項をはじめ、本契約終了に係る手続きが満了した日
 - ② 事由に拘らず原契約が終了した日
 - ③ 本契約の解除事項等終了事項が生じた日
- 2 従前の原契約に代わって、原サービスに関して当社が提供するサービスに関する契約を新たに締結した場合は、当該契約（以下「新原契約」といいます）を原契約として適用し、本契約は、新原契約の定めに従い継続するものとします。
- 3 本契約が終了する場合、利用者は、本アカウントにおける管理者権限の設定、管理者権限移譲先の Google アカウントの用意、またそれらに必要な情報の提供等、本契約が終了後の Google アカウント設定に必要な対応を行うものとします。

第2章 第8条（原契約の適用）

その他、本規約に定めのない事項は、原契約の定めに従うものとします。

以上
改定日：2018年11月20日
制定日：2017年12月8日

※付随サービスについて

各付随サービスに関する利用につきましては、EPARK スイーツガイド利用規約の他に、以下規約も適用となります。

オンライン決済サービス 規約

この規約（以下「本規約」といいます）は、利用者と当社の間で締結される、当社が提供するサービス（以下「原サービス」といいます）に関する契約（以下「原契約」といいます）に付随又は関連して提供されるサービス（以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。利用者は、原契約に定められる規約、約款等（以下「基本規約」といいます）を順守し、原契約で提供されるサービスの利用を継続するとともに、本規約に定める利用条件に同意して、本サービス利用の申込及び利用を行うものとします。

第1条（適用範囲）

利用者が当社と直接締結する申込に基づくオンライン決済の利用にかかる利用者の信用販売に関して適用されます。

第2条（オンライン決済機能利用の申込）

利用者は、本サービスの利用に必要な情報を当社の指定する方法により当社に提供するものとします。当社は、利用者より提供された情報に不足または不備等があったことにより利用者または第三者に生じた費用・損害につき、いかなる賠償責任も負わないものとします。

第3条（オンライン決済機能の利用）

1. 利用者は本規約に基づく信用販売に関してのみ、本サービスを利用することができるものとします。
2. 利用者は、利用者自身を売主とする信用販売に関してのみ、本サービスを利用することができるものとします。

第4条（信用販売に関する制約事項）

利用者は、オンライン決済に関する本サービスの利用に係る信用販売の態様、当該信用販売の対象とする商品（以下「取扱商品」といいます。）又は当該取扱商品の宣伝広告に関して、法令を遵守し、且つ法令若しくは公序良俗に違反し若しくは違反するおそれのある行為、第三者の著作権、商標権、不正競争防止法上の権利、名誉、信用、プライバシー等の権利若しくは法的利益を侵害し若しくは侵害するおそれのある行為又は犯罪に該当し若しくは該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

第5条（調査、改善要求）

1. 当社は、利用者が本規約若しくは法令に違反している疑いがあると判断した場合、またはサービス提供に関わる第三者から要請を受けた場合には、利用者に対し、必要な事項について調査若しくは回答を請求し、又は利用者の信用販売の

態様、宣伝広告、取扱商品等について相当な方法によって当社自ら調査することができるものとします。また当社は必要な調査の一部または全部をサービス提供に関わる第三者に委託できるものとします。利用者は、当該請求を受けまたは当社自身およびサービス提供に関わる第三者による調査開始を通知された後直ちに、当該請求に応じまたは当社による調査に協力するものとします。

2. 当社は、前項の利用者からの回答または当社の調査により取得した情報、資料等を、サービス提供に関わる第三者へ提出することができるものとします。
3. 当社およびサービス提供に関わる第三者は、以下の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合には、当該事由に関連する利用者の信用販売の態様、宣伝広告又は取扱商品について、改善又は停止を請求することができるものとし、利用者は自己の費用負担によってその請求に従うものとします。また当社およびサービス提供に関わる第三者は、利用者に対し、当該事由に関する情報を提供する義務および理由を開示する義務を負わないものとします。
 - (1) 利用者の信用販売の態様、宣伝広告または取扱商品が本規約または法令に違反しまたは違反するおそれがあると相当の根拠をもって当社またはサービス提供に関わる第三者が認める場合
 - (2) 当社またはサービス提供に関わる第三者が、利用者の信用販売に係る買主である又は買主になろうとしたクレジットカード会員等から、当該信用販売又はその対象商品に関して、裁判外または裁判上で、苦情の申し出、調査の要求または代金返還、損害賠償等の請求を受けた場合
 - (3) 当社またはサービス提供に関わる第三者が、第三者から、利用者の信用販売の態様、宣伝広告又は取扱商品に関連して当該第三者の著作権、名誉、信用、プライバシー等の権利若しくは法的利益が侵害された旨の主張を受けた場合
 - (4) 利用者が第1項に基づく回答をせずまたは当社およびサービス提供に関わる第三者の調査に協力しない場合
 - (5) 当社またはサービス提供に関わる第三者がその理由の開示の有無を問わず、利用者の信用販売の態様、宣伝広告又は取扱商品を不適当と認めた場合

第6条（オンライン決済引渡金の支払）

1. 当社は、当社およびサービス提供に関わる第三者が本規約に基づき支払う立替払金等を利用者に代わって代理受領した場合、代理受領日をもって当該立替払金等に係る信用販売代金等の額からサービス提供に関わる当社の手数料に相当する額を含む所定の手数料並びにこれらに係る消費税相当額を控除して相殺した後の残額（以下「オンライン決済引渡金」といいます。）を、毎月サービス提供に関わる第三者における取扱商品の受取りが20日までに完了した取扱商品に関し、相殺後に到来する月間サービス利用料等の支払日と同日に月間サービス利用料等と毎月相殺し、なお残額があれば、当社はその残額を翌々月20日に原契約で定める利用者名義の口座への振り込みによる方法で、利用者へ支払うものとします。但し、原契約で定める支払期限の日が金融機関の休業日に当たった場合には、その直前の金融機関営業日を支払期限とします。なお、振込にかかる手数料は、利用者負担とします。
2. 当社は、前項に掲げる控除費目以外の利用者の当社に対する金銭債務（第20条に基づく本サービス料支払債務及び損害遅延金が含まれるが、これらに限られない）と当社の利用者に対する前項の支払債務とを何らの通知を要することなく対当額で相殺することができるものとし、かかる相殺がなされた限度で前項に基づく振込を要しないものとします。
3. 当社は、サービス提供に関わる第三者から第7条1項の解除の意思表示又は買戻請求を検討中である旨の通知を受けた等の相当の根拠により、返還債務が発生するおそれがあると判断した場合には、事前に利用者へ通知した上で、オンライン決済引渡金の利用者への支払を留保することができるものとします。当該留保の後に当該留保に係るオンライン決済引渡金について本条第1項の振込を行う場合には、留保期間についての利息を付すことを要しないものとし、当該留

保によって利用者が被った損害について当社は一切責任を負わないものとします。

第7条（オンライン決済引渡金の返金）

1. 当社は、サービス提供に関わる第三者から、利用者の特定の信用販売についての立替払の合意の解除の意思表示または当該信用販売の代金等に係る債権の買戻（以下、チャージバックといいます。）請求を受けた場合には、直ちに、その旨を利用者に通知するものとします。
2. 第1項のチャージバックに係る信用販売についてのオンライン決済引渡金の当社から利用者への支払が未だなされていない場合には、当社は当該支払を免れるものとします。
3. 利用者は、前項のチャージバックに係る信用販売についてのオンライン決済引渡金の支払を既に当社から受けている場合には、同項の通知を受けた後直ちに、これを当社に返還するものとします。
4. 第1項のチャージバックがなされた場合においても、利用者は、当該チャージバックに係る信用販売について当社が既に提供したサービス利用料金およびサービスに係る手数料の負担及び支払を免れず、当社は受領または相殺済みのサービス利用料金およびオンライン決済機能利用にかかる手数料を利用者に返還する義務を負わないものとします。
5. 前4項は、売上請求の取消に伴う返金について準用するものとします。

第8条（利用者による補償、当社の免責）

1. 利用者は、以下の各号の紛争については、直ちに当社に通知すると共に、自己の責任と費用負担において速やかに対処して解決するものとし、これらの紛争によって当社およびサービス提供に関わる第三者が何らかの損害を受けた場合には、利用者がその損害の一切を補償するものとします。
 - (1) 本サービスの利用に係る商品の数量若しくは品目の相違、品質、性状若しくは機能上の問題、引渡若しくは提供の遅延、代金の額若しくはその支払または広告に関する紛争（苦情の申出、及び交換、返還又は当該商品の販売若しくは提供に係る契約の中途解約の請求を含み、これらに限られません）
 - (2) 本サービスの利用に係る商品の販売若しくは提供に係る契約の申込または承諾の意思表示の到達の有無その他当該契約の成否に関する紛争、なりすまし、その他当該契約の効果帰属に関する紛争、消費者契約法違反、錯誤等による当該契約の有効性に関する紛争又はクーリングオフ、詐欺等による当該契約の解消に関する紛争
2. 前項各号の場合の他、本サービスの利用契約、本サービスの利用に係る商品の販売若しくは提供に関連して第三者から当社またはサービス提供に関わる第三者に対し裁判上また裁判外の請求がなされたことによって当社またはサービス提供に関わる第三者が何らかの損失、損害等を被った場合、利用者はこれを全て補償し、当社およびサービス提供に関わる第三者にいかなる負担も負わせないものとします。
3. 当社およびサービス提供に関わる第三者は、十分な検討の結果、本サービスの利用を認めないこととしたこと、または仕様の変更、譲渡、解除若しくは本規約に基づく契約の終了の解約により利用者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、買主からの代金等の現実の回収を約束しまたは買主による代金等の支払を保証するものではありません。オンライン決済はサービス提供に関わる第三者であるクレジットカード会社等によって実行されまたは拒否されるものであり、当社はこれらの実行を保証するものではありません。これらの不実行又は遅滞が当社の責めに帰すべき事由による本規約の不履行に起因する場合を除き、当社は、これらの不実行又は遅滞に関して一切責任を負わないものとします。

第9条（原契約の適用）

その他、本規約に定めのない事項は、原契約の定めに従うものとします。

20180618